

事業者が利用者から支払いを受けることができるもの

<基準省令>

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第210条の4第1項、第2項、第3項、第213条の12

1 利用者負担額

2 食材費

3 家賃

4 光熱水費

5 日用品費

6 その他の日常生活費

<解釈通知>

障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成18年障発第1206002号）

金銭の支払を求める場合の考え方等

- ①対象となる便宜と、給付費の対象となっているサービスとの間に重複関係がない。
- ②給付費の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用（お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金等）の受領は認められず、費用の内訳を明らかにする。
- ③実費相当額の範囲内で行う。
- ④対象となる便宜及びその額は、運営規程に定める。
- ⑤重要事項として、見やすい場所に掲示する。
- ⑥額が、その都度変動する場合は、「実費」という形で定めてよい。
- ⑦給付費に含まれるものは、利用者から徴収することはできない。
- ⑧金銭の使途が、直接、利用者の便益を向上させるものであって、利用者に支払を求めることが適当であるものに限る。
- ⑨金銭の使途及び額並びに利用者に金銭の支払を求める理由について、事前に書面で明らかにし、十分な説明を行って同意を得る。